

2022年5月27日

各 位

株式会社宮崎太陽銀行

## 旧姓による預金取引の取扱開始について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望の方に旧姓による口座開設等の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

本件は、内閣府が関係省庁と連携のもと取組みを進める、女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」及びSDGsの目標を推進する活動に呼応するものです。

当行は今後も、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2022年5月30日（月）

#### 2. 対象となるお取引

普通預金、貯蓄預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、通知預金

※対象とならないお取引は別添の「旧姓による預金口座に関する確認事項」をご覧ください

（対象とならないお取引は変更となる場合がございます）。

#### 3. ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください（本人確認書類の旧姓併記はお住いの市町村への申請が必要となります）。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・住民票（住民票の場合は別途本人確認資料が必要となります。）

#### 4. その他

- (1) 店頭窓口で受付できません（口座開設アプリによる旧姓利用の受付はできません）。
- (2) 本件は男性・女性問わず、すべての個人のお客様が取扱い可能です。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
事務部 田代  
TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-7040

## 〈旧姓による預金口座に関する確認事項〉

旧姓（旧氏）を使用して預金口座をご利用するにあたり、下記の事項について、ご利用上の制限および必要なお手続きがございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

(1)	ご本人様の確認が必要な手続においては、使用している旧姓が併記された本人確認書類をご提示いただく必要があります。 本人確認書類の旧姓併記はお住いの市町村等への申請が必要となります。
(2)	旧姓使用口座において、ご利用いただけない商品・サービスがあります（注）。今後、当該取引の利用を希望される場合は、戸籍上の氏名への名義変更等、お手続きをしていただく必要があります。
(3)	戸籍上の氏名に変更があった場合（口座名義の変更が無い場合を含む）、当行にお届けいただく必要があります。
(4)	当行への住所の届出については、住所の末尾に「〇〇（現姓）様方」と記入していただくなど郵便物がお手元に届くようにしていただく必要があります。
(5)	当行内で別に口座をお持ちの場合、すべての口座について旧姓に統一する必要があります。

（注）旧姓を使用する場合にご利用いただけない商品・サービス

預金	当座預金、マル優・マル特、マル財、年金受取口座指定
リスク商品	保険商品、投資信託、債券 等
融資	融資全般
各種サービス	クレジットカード、貸金庫、夜間金庫等